「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」をめざして

横手市では、「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」を男女共同参画社会の将来像として掲げ、平成 18 年 12 月に「横手市男女共同参画行動計画」（第 1 次行動計画）を策定し、また平成 20 年 10 月には「横手市男女共同参画都市宣言」を行いました。

こうした取り組みは、男性も女性もお互いの人権を尊重し責任を分かち合い、その個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の形成をめざすものであります。そして、これらの具体的な実践があらゆる分野において、すべての人々がいきいきと活躍し、活気あふれる横手市をつくる源泉であるとの考えのもと各種施策を推進してきました。

しかしながら、平成 21 年度に市民を対象に実施した「横手市まちづくりアンケート」の結果から映し出されたのは、男女共同参画に対する関心度の低さでした。また一方では、第 1 次行動計画において策定された具体的指標について、未だ目標値に達していない取り組みもあります。

このような背景の下で、平成 23 年 3 月で第 1 次行動計画が終了することに伴い「第 2 次横手市男女共同参画行動計画」を秋田県南部男女共同参画センターのご協力をいただきながら、市民 20 名と市職員 10 名で構成する計画策定作業部会委員で策定しました。

この計画は、第 1 次計画の将来像や基本目標を継承しながら、これまでの施策の進捗状況を検証・評価したうえで策定しました。特に、地域の防災や環境問題についても男女共同参画の視点を踏まえるとともに、女性に対するあらゆる暴力根絶に向けて積極的に取り組むこととしました。

第 2 次行動計画を実現するためには、市政全般にわたって男女共同参画の視点に立った事業を展開することはもちろんですが、市民の皆様をはじめ企業、市民団体などの主体的な実践と連携が不可欠であることから、皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げる次第であります。

終わりに、計画の策定に当たりご尽力いただいた計画策定作業部会委員の方々をはじめ、関係機関の皆様に深く感謝申し上げます。

平成 23 年 3 月
横手市長 五十嵐　忠　悦

目　　次

第１章　計画の策定にあたって

１．計画の趣旨……４
２．計画の役割と位置づけ……４
３．計画の期間……４

第２章　計　画　の　内　容

１．基本理念……５
２．横手市における男女共同参画社会の将来像と基本目標……５
３．計画の体系……６

第３章　行　　動　　計　　画

家族・家庭　基本目標　自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

基本施策
①男女が協力し共に責任を担える家庭を築きます……８
②多様な生き方を認め合える意識を家庭の中から育てます……１０
③自立と信頼に基づく協力関係を築きます……１１

社会活動　基本目標　対等な社会参加で元気な地域づくりをめざして

基本施策
①政策や方針決定過程への女性の登用を進め活動を支援します……１２
②自分らしさを発揮できる社会活動の場を提供します……１４
③男女ともに参加しやすい地域活動を推進します……１６

雇用・労働　基本目標　仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

基本施策
①就業の機会と労働条件の平等を促進します……１８
②女性が働き続けられる労働環境を整備します……２０
③女性の多様な働き方とその支援体制を整えます……２２

福祉・健康　基本目標　自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

基本施策
①市民のニーズに応える福祉環境の整備と福祉サービスの充実を図ります‥２４
②健康と福祉の情報提供に努め市民の意識を醸成します‥‥‥‥‥‥２６
③生涯にわたる健康の保持増進を積極的に進めます‥‥‥‥‥‥‥‥２８
④女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策を強化します‥‥‥３０

教育･行政　基本目標　共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

基本施策
①家庭や地域において性別にとらわれない教育を推進します‥‥‥‥３２
②教育の場で男女共同参画を推進します‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３３
③行政が率先して男女共同参画の考え方を実践します‥‥‥‥‥‥‥３４

第４章　計 画 の 推 進 体 制

１．推進体制の整備‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３６
２．市民団体との連携‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３６
３．計画の進行管理‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥３７

参　　考　　資　　料

○ 第１次横手市男女共同参画行動計画からの主な変更点‥‥‥‥‥‥３８
○ 男女共同参画に関する用語集‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥４０
○ 男女共同参画社会基本法‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥４３
○ 秋田県男女共同参画推進条例‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥４８
○ 男女共同参画に関する国内外の動き‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥５２
○ 横手市男女共同参画推進協議会・行動計画策定作業部会‥‥‥‥‥５４

■　本文中の「＿＿※」印の付いた語句は頁下段、「※」印は参考資料の「男女共同参画に関する用語集」（P40～）に用語の意味を掲載しています。

第１章　計画の策定にあたって

１．計画の趣旨

横手市では、平成 18 年 12 月に「横手市男女共同参画行動計画」（第１次）を策定し、横手市における男女共同参画社会※の将来像を「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」とし、男女共同参画社会※の実現に向けて取り組んできました。

国では、「男女共同参画社会基本法※」を平成 11 年に制定し、さらに平成 13 年に「配偶者暴力防止法※」を、平成 15 年には「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成 19 年 12 月には、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の合意により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※の実現に向け官民一体となって取り組み始め、男女共同参画の推進に大きな展開が見られました。

秋田県においても、平成 14 年４月に「秋田県男女共同参画推進条例」を施行し、平成 18 年９月には「新秋田県男女共同参画推進計画」を策定し、地域特性に応じた総合的な施策を展開してきました。

このような男女共同参画社会※の形成に向けた法令、制度等との整合性を図るとともに、「横手市男女共同参画行動計画」（第１次）の計画終了に伴う検証結果を踏まえ、今後の男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するため、「第２次横手市男女共同参画行動計画」を策定しました。

２．計画の役割と位置づけ

（１）この計画は、横手市総合計画との整合を保ちながら、横手市が行う男女共同参画社会※づくりのための施策を総合的に推進する指針とします。

（２）この計画は、男女共同参画社会基本法※及び秋田県男女共同参画推進条例の基本理念を尊重して策定しました。

（３）この計画は、配偶者暴力防止法※第２条の２に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（基本方針）」及び「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第２期基本計画」の内容を勘案して策定しました。

３．計画の期間

行動計画（第１次）は、平成 18 年度から平成 22 年度までの５年間として策定しました。

第２次行動計画は、平成 23 年度から平成 27 年度を計画期間とします。

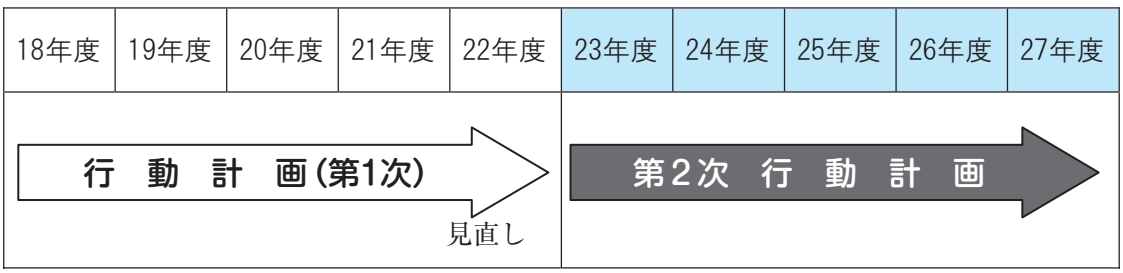

第２章　計画の内容

１．基本理念

（１）男女ともに基本的人権を尊重し、いろいろな分野に対等な立場で参画できる社会を構築します。

（２）男女の区別なく自らの意思により自由な生き方が選択でき、その個性と能力が発揮できる社会を構築します。

（３）仕事と家庭生活の調和が取れる環境を整備し、社会活動に参画できる社会を構築します。

２．横手市における男女共同参画社会※の将来像と基本目標

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわりなくその個性と能力が発揮できる男女共同参画社会※を実現するため、その将来像を

一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち　とし、

次の５つの基本目標に添った行動計画に基づき、総合的に施策を展開します。

家族・家庭　**・・・自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして**

一人ひとりが家族や家庭の一員として、自立した考え方で役割を分担し、互いの協力で円満な家庭生活を送ることができる社会を築きます。

社会活動　**・・・対等な社会参加で元気な地域づくりをめざして**

政策・方針決定の場への女性の登用を促進し、あらゆる場で男女が社会の対等なパートナーとして参画できる社会を築きます。

雇用・労働　**・・・仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして**

働く場での不公平感の是正や仕事と家庭生活の調和の取れた労働環境をめざし、女性の多様な働き方と能力を活かせる社会を築きます。

福祉・健康　**・・・自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして**

男女とも個人として自立ができ、生涯にわたり心身ともに健康で生きがいをもてる社会を築きます。

教育・行政　**・・・共同と平等に基づいた教育と行政をめざして**

教育の場においては性別にとらわれない教育の推進と、男女共同参画の理念に基づいた行政運営を実施します。

３．計画の体系

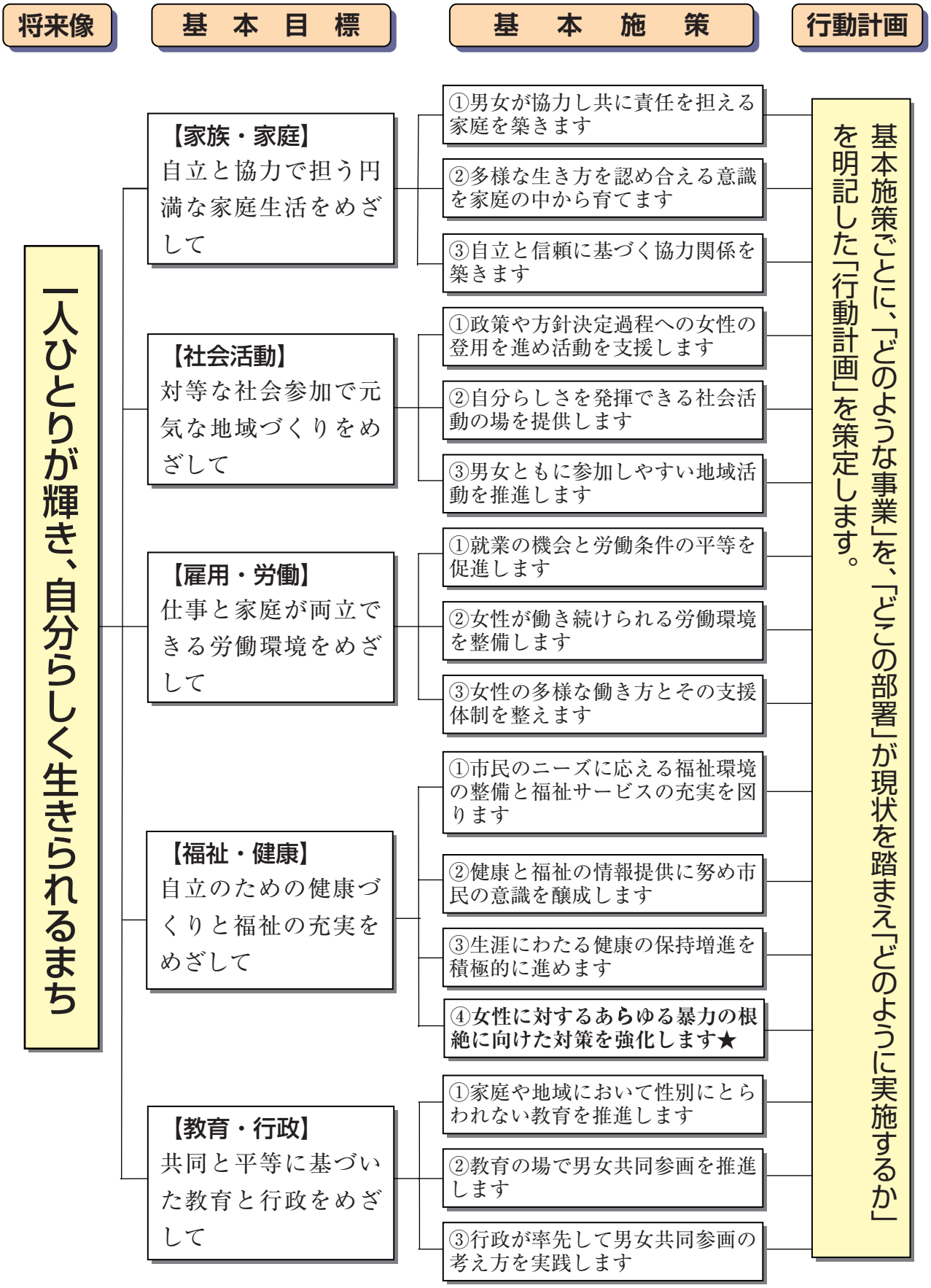

★新規に追加された基本施策

第３章　行動計画

この章では、これまでの５年間にわたる取り組みについて、各年度ごとの実績報告書の検証や男女共同参画に関するアンケート調査の分析結果をもとに、「現状と課題」を整理し、これから取り組む「施策の内容」と「行動計画」を記載しています。

また、男女共同参画への取り組みの指標や数値目標を定め、各基本施策ごとに記載しています。これにより、事業の主体性を明確にするとともに、計画の実効性を高めようとするものです。

行動計画の記載例

■　行動計画では、基本施策の項目ごとに次のように一覧表示しています。

基本施策①　男女が協力し共に責任を担える家庭を築きます

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア．協力しあう心が育つ家庭づくりを進めます			
＊	家族経営協定※の啓発と導入の推進	農業政策課 農業委員会	継続

・「※」は、P40以降に用語の意味を掲載しています。

・行動計画を記載しています。

・施策の内容を記載しています。

・主に担当する部署を記載しています。

・「＊」は、他の部門の施策としても掲載していることを表しています。

・新規に実施するのか、第１次計画から継続あるいは修正して推進するのかを表しています。

男女共同参画指標	担当部署	現状値（平成21年度）	目標値（平成27年度）
家族経営協定※数	農業政策課 農業委員会	69 組	95 組

・男女共同参画指標等について今後の取組目標を表しています。

家族・家庭　基本目標　自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

基本施策①　男女が協力し共に責任を担える家庭を築きます

現 状 と 課 題

本市における生活状況に関するアンケート調査の結果では、「家事従事時間」は働いている日で男性が 50 分に対して女性は２時間 46 分、休みの日で男性が１時間 16 分に対して女性は３時間 20 分となっており、女性への負担がかなり大きくなっているのが現状です。

このように、現在も固定的な性別役割分担意識※や偏りは未だ解消されておらず、家庭生活の中でさまざまな問題をもたらしています。

家族がお互いを認め合い、男性も女性も家事・育児・介護等において、性別や年代にとらわれない柔軟なかかわり方を創り出していかなければなりません。

施策の方向・内容

ア．協力しあう心が育つ家庭づくりを進めます
イ．家族・家庭が社会の変化に適応していくため、男女の意識改革を進めます
ウ．子どもを生み育てやすい環境をつくるため、各種支援体制を整備します

行　動　計　画

	施策の内容と行動計画	主な担当部署	取組状況
ア．協力しあう心が育つ家庭づくりを進めます			
	生活実態調査を５年ごとに実施	男女共同参画・市民協働推進室	継続
	生活実態調査の結果をもとにした家事・育児・介護への協力度シート作成・配布	男女共同参画・市民協働推進室	新規
＊	家族経営協定※の啓発と導入の推進	農業政策課 農業委員会	継続
イ．家族・家庭が社会の変化に適応していくため、男女の意識改革を進めます			
	横手市版啓発チラシを作成し、各種講座等で活用	男女共同参画・市民協働推進室	新規
	固定的な性別役割分担意識※の見直しの推進	男女共同参画・市民協働推進室	修正
	男女共同参画に関する「キャッチコピー・標語」等の公募	男女共同参画・市民協働推進室	継続
ウ．子どもを生み育てやすい環境をつくるため、各種支援体制を整備します			
＊	一時、休日、病児・病後児、障がい児、延長保育などの特別保育事業の充実	子育て支援課	修正
＊	学童保育などの放課後児童対策の充実	子育て支援課	継続
	学童保育指導員の資質向上のための研修会の実施と参加促進	子育て支援課	新規
	子育て情報の提供と相談窓口の設置	子育て支援課	修正
	子育てグループへの支援と地域連携の充実（既存ネットワークの活用）	子育て支援課	修正
＊	子どもの遊び場の整備と点検	子育て支援課	修正
	高校生、大学生等に対する奨学金制度の充実	学校教育課	継続
	医療費助成制度の充実	国保市民課	継続

男女共同参画指標	担当部署	現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 27 年度）
家族経営協定※数	農業政策課 農業委員会	６９組	９５組
病児・病後児保育実施ヶ所数	子育て支援課	７ケ所	１０ケ所
子育て支援総合コーディネーター	子育て支援課	未設置	１人

基本施策②　多様な生き方を認め合える意識を家庭の中から育てます

現 状 と 課 題

固定的な性別役割分担意識※を見直す機会として、育児講座や介護・健康講座等を開催していますが意識が十分に浸透してきているとは言えません。

これからは、学習会や研修会の内容をさらに充実させるとともに参加しやすい環境づくりが求められます。

施策の方向・内容

ア．性別による固定的な役割分担意識を見直す機会を提供します
イ．誰もが参加しやすい学習機会の提供に努めます

行　動　計　画

	施策の内容と行動計画	主な担当部署	取組状況
ア．性別による固定的な役割分担意識を見直す機会を提供します			
	男性の家事・育児・介護への参画推進につながる講座、出前セミナーの開催	男女共同参画・市民協働推進室 社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 地域包括支援ｾﾝﾀｰ	修正
	男女がともに認識を高められるフォーラム等の開催	男女共同参画・市民協働推進室	修正
イ．誰もが参加しやすい学習機会の提供に努めます			
	地域単位での学習会等の開催	生涯学習課 市民福祉課 地域振興課 生涯学習センター 公民館	継続
	参加対象者に応じた時間帯、場所の設定	すべての部署	継続
＊	各種行事での託児の実施	すべての部署	継続

基本施策③　自立と信頼に基づく協力関係を築きます

現 状 と 課 題

本市では、介護者のための相談窓口や技術講習会についてはサービス内容が充実してきておりますが、そのＰＲや情報提供の仕方、開催方法などを改善し、だれもが利用・参加しやすい環境にする必要があります。

また、各種休暇制度や支援制度について、労働者・事業主双方に対して周知の徹底がなされておらず、活用されているとは言えない状況です。

だれもが安心して暮らしていくためには、行政機関だけではなく地域のネットワークを機能させていく必要があります。

施策の方向・内容

ア．要介護者や障がい者とその家族を地域全体で支えあう体制づくりを推進します
イ．家族のコミュニケーションの時間を増やすため、労働環境の整備を企業に働きかけます

行　動　計　画

	施策の内容と行動計画	主な担当部署	取組状況
ア．要介護者や障がい者とその家族を地域全体で支えあう体制づくりを推進します			
	介護者の悩み相談窓口の充実と訪問体制の整備	高齢ふれあい課 地域包括支援ｾﾝﾀｰ	修正
	市民・企業向けの幅広い技術講習会の開催	高齢ふれあい課 地域包括支援ｾﾝﾀｰ	修正
	家族介護者のための交流事業の開催	高齢ふれあい課	継続
イ．家族のコミュニケーションの時間を増やすため、労働環境の整備を企業に働きかけます			
＊	事業主に対するワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※支援制度の周知徹底	商工労働課	継続
	育児・介護休業制度の継続的な周知と活用の促進	商工労働課	修正
	男性従業員の育児介護休業取得促進のための企業に対する学習会の開催	商工労働課	修正

社会活動　基本目標　対等な社会参加で元気な地域づくりをめざして

基本施策①　政策や方針決定過程への女性の登用を進め活動を支援します

現 状 と 課 題

男女がともにその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと自分らしく暮らせる社会の実現のためには、いろいろな考え方を活かしていくことが大切であり、意思決定過程への女性の参画拡大を図ることが求められています。

本市における各種審議会等での女性委員の割合は、平成 22 年 4 月の段階で 24.5%、市議会議員は 6.7%、農業委員は 10.4%と方針や政策を決定する場での女性の割合がまだまだ少ない状況です。

方針や政策を決定する場への女性の参画が低い原因の一つに、これまでの慣習による固定的な性別役割分担意識※から、女性が社会に出ることに対し、「周囲の理解や協力が得られない場合が多い」ほか、「その領域に登用されうる女性人材の絶対数が不足していること」、「職務指定が女性の登用を困難にしていること」などが挙げられます。そのため、「公募の活用」、「人材の育成」に努めるほか、女性委員の登用推進を阻害するような職務指定が見受けられる場合は「各審議会等の性格や状況を踏まえて当該条項の見直しをすること」などが必要となります。

施策の方向・内容

ア．各種審議会委員等に女性を積極的に登用し支援します
イ．政治への参画意識の高揚に努めます

行　動　計　画

	施策の内容と行動計画	主な担当部署	取組状況
ア．各種審議会委員等に女性を積極的に登用し支援します			
＊	各種審議会委員の女性比率目標を 40％とする	すべての部署	継続
＊	行政委員会の女性比率目標を 20％とする	すべての部署	継続
	各種審議会等における委員の選出方法の見直しを図り、女性の参画を推進	男女共同参画・市民協働推進室 すべての部署	新規
	女性委員に対する研修会等への参加促進	すべての部署	継続
イ．政治への参画意識の高揚に努めます			
	女性リーダー養成のための先進事例や研修会情報の提供	男女共同参画・市民協働推進室 生涯学習課	継続
	女性が活躍している団体リストの作成と、団体間交流、ネットワーク化の促進	男女共同参画・市民協働推進室	継続
	明るい選挙推進協議会との連携で政治参画を促す選挙啓発の実施	選挙管理委員会	修正
＊	国・県・関係機関が開催する人材養成セミナー等の情報提供と参加促進	男女共同参画・市民協働推進室	継続
	地域における団体等の方針決定の場への女性の参画を促進	男女共同参画・市民協働推進室 地域振興課	修正
	女性の人材リストの作成と活用	男女共同参画・市民協働推進室 総務課	新規

男女共同参画指標	担当部署	現状値 （平成 21 年度）	目標値 （平成 27 年度）
各種審議会委員の女性比率	すべての部署	22.1%	40%
行政委員会の女性比率	すべての部署	6.6%	20%
女性の人材リストの作成と活用	男女共同参画・市民協働推進室 総務課	未実施	作成

基本施策②　自分らしさを発揮できる社会活動の場を提供します

現 状 と 課 題

市民一人ひとりが自分らしく生活を楽しむことができ、人間性豊かな社会を実現するためには、趣味やボランティアなどの地域活動への参加も大切です。しかし、ライフスタイルやニーズの多様化などにより、特に若い世代の参加者が少なかったり活動内容により男女の役割が固定されたりしているなど、市民一人ひとりが地域の一員としてその能力が十分発揮できる状況になっているとはいえません。

また、学校支援ボランティアへの登録者や介護ボランティア養成講座の受講者は、多くなっておりますが、地域で活動するボランティア団体や福祉関係団体等とのつながりは少ない状況であり、各団体間のつながり・ネットワークづくりの強化と活動情報の提供や活動支援の充実が求められています。

施策の方向・内容

ア．ボランティア意識の高揚を図り、ボランティア団体の育成・充実を支援します
イ．社会活動への参加促進のために情報を積極的に提供します

行　動　計　画

	施策の内容と行動計画	主な担当部署	取組状況
ア．ボランティア意識の高揚を図り、ボランティア団体の育成・充実を支援します			
	生涯学習バンク（よこて学びバンク）のより一層の周知と活用	生涯学習課	修正
	中学校等における、ボランティア活動や国際交流活動などの体験的活動の増進	経営企画課 社会福祉課 地域包括支援センター 生涯学習課	修正
	ボランティア意識や知識、技術の修得のための育成講座の開催	経営企画課 社会福祉課 地域包括支援センター 生涯学習課	継続
	傾聴ボランティア※養成講座の開催とその活用	経営企画課 社会福祉課 生涯学習課	新規
	ボランティア活動情報の積極的な提供	経営企画課 社会福祉課 生涯学習課	継続
	ジュニアリーダー※の周知と参加促進	経営企画課 社会福祉課 生涯学習課	新規
	ボランティアコーディネーター※の育成とボランティアの派遣調整	危機管理室	修正
	学校支援ボランティアの積極的活用	経営企画課 社会福祉課 生涯学習課	新規
イ．社会活動への参加促進のために情報を積極的に提供します			
	県の「学びサポートあきた」等を活用した情報提供	生涯学習課	修正
	生涯学習奨励員等に対する研修機会の充実	生涯学習課	継続
	社会活動への参加対象者に応じた時間帯、場所の設定	すべての部署	継続
＊	各種行事での託児の実施	すべての部署	継続

※傾聴ボランティア：傾聴ボランティアは福祉施設や自宅を訪問して、相手との信頼関係を前提に、話を否定することなく、じっくり聴く技術を身につけたボランティア。特別な資格は必要ないが（養成講座有）、単に話を聴くだけでなく、五感を使って思いやりの心で話し手の話を一所懸命聴き、人を理解することが求められる。

※ボランティアコーディネーター：「ボランティア活動を行いたい」という意志を持つ人や社会組織のニーズ（ボランティア・ニーズ）と、「ボランティア活動の支援を求めたい」人や社会組織のニーズ（社会ニーズ）の間にあって、それぞれのニーズが充足されるために必要な支援等を行う“触媒”としての役割を果たす専門的スタッフ。

男女共同参画指標	担当部署	現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 27 年度）
生涯学習バンク（よこて学びバンク）登録者数及び登録団体数	生涯学習課	112 人 136 団体	200 人 200 団体
ジュニアリーダー※人数	生涯学習課	17 人	５０人
ボランティアコーディネーター※数	危機管理室	６人	１０人
学校支援ボランティア登録者数	経営企画課 社会福祉課 生涯学習課	651 人	1,000 人
生涯学習奨励員等に対する研修機会の回数	生涯学習課	３回／年	５回／年

基本施策③　男女ともに参加しやすい地域活動を推進します

現 状 と 課 題

三世代交流事業の実施など性別や年代を越えて住民相互の交流を深めている地域もありますが、多くの地区の地域活動では、性別・世代の偏りがあり、身近なところから住民参画できる事業の実施が求められているとともに、住民同志の交流や世代間の交流が必要となっています。

また、ＰＴＡ、自治会･町内会、消防団等の活動では、女性の参画の機会はあるものの、役員・団員への就任は限定的で、男女とも地域の中で色々な活動に参加しやすい環境の整備が求められております。

防災の分野や自然環境の保全などの環境分野では、女性を含めた地域対応力が求められることから、女性の視点に立った防災活動や環境活動についても推進しなければなりません。

施策の方向・内容

ア．若い世代のリーダーを育成し、男女がともに参画できる体制作りに努めます
イ．活動内容により固定化している男女の役割を見直します
ウ．地域の防災・環境問題に取り組みます

行　動　計　画

	施策の内容と行動計画	主な担当部署	取組状況
ア．若い世代のリーダーを育成し、男女がともに参画できる体制作りに努めます			
	若い世代のリーダー養成研修の開催	生涯学習課	修正
	地域活動への青少年の参加拡大	生涯学習課	継続
イ．活動内容により固定化している男女の役割を見直します			
	男女共同参画に関するパンフレットを作成し、各種講座等で活用	男女共同参画・市民協働推進室	修正
	地区会議や町内会等での学習機会の提供	男女共同参画・市民協働推進室 地域振興課	修正
	地域活動への参加対象者に応じた時間帯、場所の設定	すべての部署	継続
	PTA 活動への男性の参加と役員への女性の就任を促進	生涯学習課	継続
	性別、世代を越えた地域活動の推進	生涯学習課 地域振興課	継続
	地域活動情報の積極的な提供	市長公室 地域振興課	継続
ウ．地域の防災・環境問題に取り組みます			
	防災分野における政策・方針決定過程へ女性の参画拡大	総務課 危機管理室	新規
	地域での防災や消防の取り組みに女性の力の活用	総務課 危機管理室	新規
	女性の視点を取り入れた防災・復興の体制整備	総務課 危機管理室	新規
	男女共同参画の視点を反映した防災訓練を各地域で実施	総務課 危機管理室	新規
	男女共同参画の視点が反映された環境保全活動の実施	環境課	新規
	男女共同参画の視点を踏まえ、環境保全活動を行っている地域の団体との連携の推進	環境課	新規

男女共同参画指標	担当部署	現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 27 年度）
若い世代のリーダー養成研修の回数	生涯学習課	１回／年	３回／年

雇用・労働　基本目標　仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

基本施策①　就業の機会と労働条件の平等を促進します

現 状 と 課 題

労働の場での男女共同参画は、男女雇用機会均等法や育児休業法の施行により改善されつつあるものの、事業所において労働環境の整備や制度の導入促進が課題となっており、依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多くみられます。

また、雇用形態や賃金の面で男女格差があるほか、女性の能力が偏見なく、公正に評価されていないことも現状としてあります。

今後、事業所へ制度活用が進められるよう周知を図るとともに、男女の均等な雇用機会と待遇の確保、女性の就業継続支援などに取り組んでいく必要があります。

施策の方向・内容

ア．女性の能力を男性と対等に評価するとともに、労働環境における男女差別の解消を図ります
イ．企業に対して各種支援制度の周知や意識改革の機会を提供します
ウ．パートタイム労働者の権利を確保し労働条件の向上をめざします

行　動　計　画

	施策の内容と行動計画	主な担当部署	取組状況
ア．女性の能力を男性と対等に評価するとともに、労働環境における男女差別の解消を図ります			
	男女雇用機会均等法の周知徹底	商工労働課	継続
	事業主に対する母性健康管理措置 (産前産後の健康管理等) の周知及び母性保護の充実	保健衛生課 商工労働課	継続
	労働者に対する育児・介護休業制度の周知と活用の促進	商工労働課	継続
	男性の育児休暇取得推進月間の設置	商工労働課	新規
	事業主、幹部社員に対するセクシュアル・ハラスメント※の防止啓発	商工労働課	修正
イ．企業に対して各種支援制度の周知や意識改革の機会を提供します			
＊	事業主に対するワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※支援制度の周知徹底	商工労働課	継続
＊	事業主や幹部社員に対する育児・介護休業制度の周知と活用の促進	商工労働課	修正
	就業環境に関するアンケートを５年ごとに実施	商工労働課	継続
	フレックスタイム制度を市報及びホームページ等で周知	商工労働課	修正
ウ．パートタイム労働者の権利を確保し労働条件の向上をめざします			
	パートタイム労働法等の法制度を市報及びホームページ等で周知	商工労働課	修正
	パートタイム助成金制度を市報及びホームページ等で周知	商工労働課	修正
	曜日や時間を決めた労働相談窓口の充実	商工労働課	修正

基本施策②　女性が働き続けられる労働環境を整備します

現 状 と 課 題

男女がともにイキイキと働くことができる職場環境づくりに取り組む「男女イキイキ職場宣言」事業所が着実に増えております。

しかし、労働環境の整備が進んでいない事業所も多くあることから、男女がともにイキイキと働くことができる事業所がさらに増えるよう、制度の見直しや周知の徹底を図るとともに、育児や介護の分野でも男女とも働き続けられる環境づくりをする必要があります。

施策の方向・内容

ア．家庭生活と調和の取れた職場環境を整備します
イ．育児や介護などを支援し、女性が働き続けられる環境を整備します

行　動　計　画

	施策の内容と行動計画	主な担当部署	取組状況
ア．家庭生活と調和の取れた職場環境を整備します			
	県男女イキイキ職場宣言事業所の増加を図る	男女共同参画・市民協働推進室	継続
	県男女イキイキ職場宣言事業所情報交換会の開催	男女共同参画・市民協働推進室	継続
	時間単位で取得できる有給休暇制度の導入・活用促進を図るため、市報及びホームページ等で周知	商工労働課	修正
＊	事業主に対するワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※支援制度の周知徹底	商工労働課	継続
＊	事業主や幹部社員に対する育児・介護休業制度の周知と活用の促進	商工労働課	修正
	育児等による退職者の再就職制度の普及促進（マザーズハローワーク※の活用）	商工労働課	継続
イ．育児や介護などを支援し、女性が働き続けられる環境を整備します			
＊	一時、休日、病児・病後児、障がい児、延長保育などの特別保育事業の充実	子育て支援課	修正
＊	学童保育などの放課後児童対策の充実	子育て支援課	継続
	育児支援ボランティアの登録制度の未登録地域への普及	子育て支援課	継続
	地域住民を対象とした子育て応援セミナーの開催	子育て支援課 生涯学習課	新規
	男女がともに参加できる「子育て」「介護」等のセミナーの開催	子育て支援課 保健センター	修正

※マザーズハローワーク：子供を持つ女性を対象としたハローワークで、出産あるいは子育てのために仕事を辞めた女性が、もう一度仕事に戻ることを支援するために厚生労働省が始めたサービス。

男女共同参画指標	担当部署	現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 27 年度）
県男女イキイキ職場宣言事業所数	男女共同参画・市民協働推進室	23 社	36 社
病児・病後児保育実施ヶ所数	子育て支援課	７ケ所	１０ケ所

基本施策③　女性の多様な働き方とその支援体制を整えます

現 状 と 課 題

起業のための情報提供や支援制度については、相談窓口を設置しておりますが、支援制度については、国や県の制度が充実しており市独自の創設には至っておりません。

しかし、農業分野ではネットワーク化の進展や女性農業士の活躍がみられ、産直施設等での起業も増えているため、相談窓口の明確化や起業しやすい環境の整備が求められています。

また、地域の多様な人材を活用できるようさらに情報のネットワーク化を図るとともに、コミュニティビジネス※などの新たなビジネスモデルへの支援が必要です。

施策の方向・内容

ア．女性の起業のための情報提供や支援制度を整えます
イ．自営業における女性家族従事者の労働対価を評価するとともに、経営能力や技術向上のための研修機会を提供します
ウ．女性のキャリアアップ※や再チャレンジ※のための研修機会を設けます

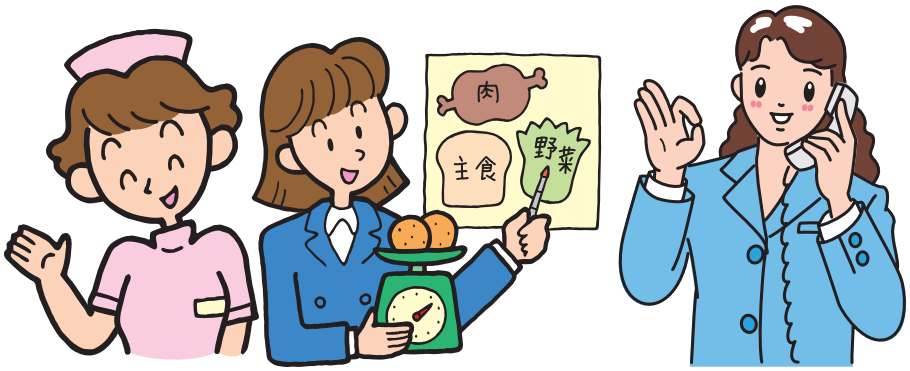

行　動　計　画

	施策の内容と行動計画	主な担当部署	取組状況
ア．女性の起業のための情報提供や支援制度を整えます			
	起業支援窓口の充実 (食品販売加工、IT 活用、コミュニティビジネス※等の支援強化)	商工労働課	継続
	使いやすい市独自の起業支援制度の創設	商工労働課	修正
	起業セミナー等の開催	商工労働課	継続
	女性起業家の紹介やネットワーク化の促進	商工労働課	継続
イ．自営業における女性家族従事者の労働対価を評価するとともに、経営能力や技術向上のための研修機会を提供します			
＊	家族経営協定※の啓発と導入の推進	農業政策課 農業委員会	継続
	商工団体と連携し研修機会の増加を図る	商工労働課	新規
	女性農業士を活用した経営・技術指導の実施	農業政策課	継続
ウ．女性のキャリアアップ※や再チャレンジ※のための研修機会を設けます			
	各種知識、技術、資格習得のためのセミナーの開催	商工労働課 生涯学習課	継続
＊	国・県・関係機関が開催する人材養成セミナー等の情報提供と参加促進	男女共同参画・市民協働推進室	継続

男女共同参画指標	担当部署	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 27 年度)
家族経営協定※数	農業政策課 農業委員会	６９組	９５組

福祉・健康　基本目標　自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

基本施策①　市民のニーズに応える福祉環境の整備と福祉サービスの充実を図ります

現 状 と 課 題

福祉環境の整備や福祉サービスについては、関係機関相互の連絡体制を整備しながらその充実を図ってきているものの、さらにサービス内容や開催時間などの改善を進める必要があります。同時に、相談体制の充実などだれもが利用しやすい環境を整備することも重要です。

また、高齢化の進行やライフスタイルの多様化により地域住民同士が円滑なコミュニケーションを取ることが難しい中、認知症高齢者への適切な対応を図るため認知症サポーターの養成を進め、民生児童委員や福祉協力員などの協力を得ながら市民ニーズの的確な把握に努める必要があります。

施策の方向・内容

ア．市民のニーズを把握し、速やかに対応するためのシステムを整えます
イ．多様なライフスタイルに対応した、利用しやすい福祉サービスの充実に努めます

行　動　計　画

	施策の内容と行動計画	主な担当部署	取組状況
ア．市民のニーズを把握し、速やかに対応するためのシステムを整えます			
	保健、医療、福祉、介護、ＤＶ※に係る相談体制の充実と他機関との連携強化	保健衛生課 健康の駅推進室 社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 地域包括支援ｾﾝﾀｰ 市民福祉課	修正
	地区巡回による福祉・保健座談会の実施	保健衛生課 健康の駅推進室 社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 地域包括支援ｾﾝﾀｰ 市民福祉課	継続
	認知症サポーター養成講座の実施と市民への正しい知識の浸透	保健衛生課 社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 地域包括支援ｾﾝﾀｰ 市民福祉課	新規
	民生児童委員、福祉協力員との地域連携の推進	社会福祉課 地域包括支援ｾﾝﾀｰ	修正
イ．多様なライフスタイルに対応した、利用しやすい福祉サービスの充実に努めます			
	社会福祉施設の整備と施設サービスの充実	健康の駅推進室 社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 地域包括支援ｾﾝﾀｰ	継続
＊	一時、休日、病児・病後児、障がい児、延長保育などの特別保育事業の充実	子育て支援課	修正
＊	学童保育などの放課後児童対策の充実	子育て支援課	継続
	障がい者及び高齢者支援に係る関係機関・職種のネットワーク構築と研修会・講座・連絡会議の開催	社会福祉課 高齢ふれあい課 地域包括支援ｾﾝﾀｰ	修正
＊	子どもの遊び場の整備と点検	子育て支援課	修正

男女共同参画指標	担当部署	現状値（平成２１年度）	目標値（平成２７年度）
病児・病後児保育実施ヶ所数	子育て支援課	７ケ所	１０ケ所

基本施策②　健康と福祉の情報提供に努め市民の意識を醸成します

現 状 と 課 題

福祉や健康に関するガイドブックや市報、ホームページ、チラシでの情報提供は充実してきております。

今後は、情報提供の方法や内容をさらに見直し、より分かりやすく、必要な方により伝わりやすい情報提供に努める必要があります。

施策の方向・内容

ア．誰にでも分かりやすい情報の提供と伝達の方法を構築します
イ．ボランティア意識を啓発し市民の福祉の心を育てます

行　動　計　画

	施策の内容と行動計画	主な担当部署	取組状況
ア．誰にでも分かりやすい情報の提供と伝達の方法を構築します			
	市民が使用しやすいガイドブックや冊子、回覧の作成・発行	保健衛生課 健康の駅推進室 社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 地域包括支援ｾﾝﾀｰ	修正
	市報、ホームページ、チラシ等による利用者に配慮した情報提供の徹底	市長公室 保健衛生課 健康の駅推進室 社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 地域包括支援ｾﾝﾀｰ	修正
	生涯学習センターや公民館での講座へ福祉関連テーマの導入	社会福祉課 子育て支援課 高齢ふれあい課 地域包括支援ｾﾝﾀｰ 生涯学習課 生涯学習センター 公民館	修正
イ．ボランティア意識を啓発し市民の福祉の心を育てます			
	定期的な研修会や活動の実施	社会福祉課 地域包括支援ｾﾝﾀｰ	継続
	学校や職場等への介護体験機会の提供	高齢ふれあい課 地域包括支援ｾﾝﾀｰ	継続

基本施策③　生涯にわたる健康の保持増進を積極的に進めます

現 状 と 課 題

検診結果説明会や健康教育事業では実績が上がっておりますが、健(検)診の周知方法を見直し受診者数のさらなる増加に努める必要があります。

また、幼児から中学生のムシ歯予防の取り組みとして全市で実施しているフッ素洗口事業を継続する必要があります。

今後は、男女共みんながいきいきと暮らすことができる安心安全な社会を目指し、さらにきめ細やかな健(検)診体制の整備と健康づくり・健康教育事業や出産・子育て支援事業などの実施が求められます。

施策の方向・内容

ア．心身ともに主体的な健康管理を実践できる体制を整えます
イ．幼児期から健康に対する意識を育てます

行　動　計　画

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア．心身ともに主体的な健康管理を実践できる体制を整えます			
	生涯を通じた心身の健康教育の実施と各種健診制度の充実	保健衛生課	修正
	5歳児健康相談を全地域で実施	保健衛生課	新規
	生活習慣病の予防や健康増進のための学習機会の提供	保健衛生課 健康の駅推進室	継続
	生涯学習センターや公民館での講座へ健康管理メニューの導入	保健衛生課 健康の駅推進室 地域包括支援ｾﾝﾀｰ 生涯学習課 生涯学習センター 公民館	修正
	学校体育館、スポーツ施設等の利用促進	教育総務課 スポーツ振興課	継続
	スポーツや健康に関する出前講座の開催	健康の駅推進室 教育総務課 スポーツ振興課	継続
	「健康の駅よこてらくらく体操」の普及・啓発	健康の駅推進室	新規
イ．幼児期から健康に対する意識を育てます			
	健康診査などの機会に健康教育を実施	保健衛生課	修正
	パパとママに対する妊娠期、出産期、育児期における学習機会や相談体制の整備	保健衛生課 健康の駅推進室	修正
	学校における健康管理、健康教育の充実	保健衛生課 健康の駅推進室 教育指導課 学校教育課	継続

男女共同参画指標	担当部署	現状値（平成２１年度）	目標値（平成２７年度）
健康教育（成人・老人）	保健衛生課	３９６回	４００回
健康教育（栄養・健康増進）	保健衛生課	２７５回	２８０回
健康教育実施校	保健衛生課 教育指導課 学校教育課	市立全小中学校	市立全小中学校
小児生活習慣病予防健診	保健衛生課 学校教育課	市立全小中学校	市立全小中学校
喫煙防止教育	保健衛生課 教育指導課 学校教育課	市立全小中学校	市立全小中学校
地域密着型健康の駅（小規模駅）	健康の駅推進室	２７ヶ所	５０ヶ所

基本施策④　女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策を強化します

現 状 と 課 題

女性への暴力そのものに対する認識は必ずしも向上しておらず、各種啓発活動の効果は限定的で、メディアにおける有害情報の氾濫により新たな課題も発生しております。

また、関係各機関の取り組みや連携も必ずしも被害者のニーズに即したものとなっておりません。

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であることを周知するとともに、被害者に対しては関係機関が連携してきめ細かい支援が必要です。

施策の方向・内容

ア．広報啓発と相談窓口の充実を図ります
イ．ＤＶ※の防止と被害者支援体制の充実を図ります
ウ．女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて関係機関と連携を図ります
エ．あらゆる暴力の根絶に向けた人権教育を推進します

※ＤＶ（Domestic Violence、ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人、パートナーなど、親密な関係にある者から振るわれる暴力を DV（ドメスティック・バイオレンス）といい、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害である。

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

行　動　計　画

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア．広報啓発と相談窓口の充実を図ります			
	広報活動と相談窓口の周知	男女共同参画・市民協働推進室	継続
	各地域局への電話相談窓口の設置	男女共同参画・市民協働推進室 地域振興課 子育て支援課 市民福祉課	継続
	ＤＶ※防止キャンペーンの実施	男女共同参画・市民協働推進室	新規
イ．ＤＶ※の防止と被害者支援体制の充実を図ります			
	関係者の知識向上のための DV※防止学習会の開催	男女共同参画・市民協働推進室	継続
	関係機関と連携強化を通じ支援等に係るワンストップサービス構築	男女共同参画・市民協働推進室	修正
	被害者の自立支援に向けた支援体制の整備	男女共同参画・市民協働推進室	新規
	小中高校生に対するＤＶ※予防セミナーの実施	男女共同参画・市民協働推進室 教育指導課	新規
ウ．女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて関係機関と連携を図ります			
	女性相談所、警察署などの関係機関とのネットワークの構築と連携	男女共同参画・市民協働推進室	継続
	被害者が相談しやすい体制づくり	男女共同参画・市民協働推進室	新規
	地域見守りの人材育成（地域相談員）とネットワークの構築	男女共同参画・市民協働推進室	新規
エ．あらゆる暴力の根絶に向けた人権教育を推進します			
	保育所・幼稚園等において保育・教育の充実	子育て支援課	新規
	教員・職員研修において男女共同参画推進に関する研修を実施	男女共同参画・市民協働推進室 教育指導課	継続
	家庭教育学級やＰＴＡ活動において人権教育等に関する研修を実施	男女共同参画・市民協働推進室 生涯学習課	新規
	子育て世代の親や高齢者を対象にした人権教育等に関する研修を実施	男女共同参画・市民協働推進室 子育て支援課 生涯学習課	新規

教育・行政　基本目標　共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

基本施策①　家庭や地域において性別にとらわれない教育を推進します

現 状 と 課 題

固定的な性別役割分担意識※は、幼いときからの躾（しつけ）や生活習慣、教育などを通じて無意識のうちに形成されます。このため、家庭や地域社会などで行われる教育や学習の場において、男女共同参画意識の啓発活動を推進していくことが重要です。

現在、公民館や子育て支援センターの事業として、男性を対象とした料理教室や講座を開催するなど学習機会の提供に努めておりますが、今後さらに男女共同参画の視点に立った学習プログラムの充実を図るとともに、地域に積極的に出向いて啓発活動を展開していく必要があります。

施策の方向・内容

ア．家庭において男女共同参画について学ぶ機会を提供します
イ．地域が行う男女共同参画活動を支援します

行　動　計　画

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア．家庭において男女共同参画について学ぶ機会を提供します			
	市の広報を活用した男女共同参画についての意識啓発	男女共同参画・市民協働推進室	修正
	男女共同参画の視点を取り入れた子育て教室の開催	子育て支援課 生涯学習課	修正
	ファミリー料理教室の開催	男女共同参画・市民協働推進室 生涯学習センター 公民館	修正
イ．地域が行う男女共同参画活動を支援します			
	秋田県南部男女共同参画センターと連携した意識啓発活動の実施	男女共同参画・市民協働推進室	修正
	企業及び各種団体を訪問しての活動支援	男女共同参画・市民協働推進室	修正

男女共同参画指標	担当部署	現状値（平成２１年度）	目標値（平成２７年度）
市の広報を活用した男女共同参画についての意識啓発	男女共同参画・市民協働推進室	未実施	３回／年

基本施策②　教育の場で男女共同参画を推進します

現 状 と 課 題

学校教育の場においては、秋田県が作成した副読本等を活用した男女共同参画の視点に配慮した教育を実施しておりますが、保育機関の職員や教職員に対する男女共同参画に関する教育、研修については、十分行われているとは言えないのが現状です。

これからは、県と市、関係機関が連携して、教職員等に対する研修機会を拡大し、さらには学校、家庭、地域の教育の場においても連携しながら、男女共同参画意識の啓発に努める必要があります。

施策の方向・内容

ア．男女共同参画意識の視点に配慮した教育を推進します
イ．教職員などへの研修機会を拡大します
ウ．学校、家庭、地域が連携して男女共同参画を推進します

行　動　計　画

施策の内容と行動計画		主な担当部署	取組状況
ア．男女共同参画意識の視点に配慮した教育を推進します			
	男女共同参画に配慮した生活相談、進路相談の推進	教育指導課	修正
	副読本を活用した授業の実施	教育指導課	修正
イ．教職員などへの研修機会を拡大します			
	県と市の連携による男女共同参画担当課と教職員との合同研修会の開催	男女共同参画・市民協働推進室 教育指導課	修正
	横手市保育協議会との連携による研修会の実施	男女共同参画・市民協働推進室 子育て支援課	修正
ウ．学校、家庭、地域が連携して男女共同参画を推進します			
	ＰＴＡなどの機会を活用した意識啓発活動の推進	男女共同参画・市民協働推進室 教育指導課	修正

基本施策③　行政が率先して男女共同参画の考え方を実践します

現 状 と 課 題

男女共同参画社会※形成の推進を図るためには、行政が率先して男女共同参画の範を示すとともに、行政職員の共通認識のもと庁内の連携を密にし、あらゆる機会を捉えて男女共同参画意識の普及啓発活動を展開する必要があります。

本市では、平成 19 年度に男女共同参画推進委員会を設置し、庁内各職場へ推進員を配置するなど、男女共同参画事業の推進に努めております。

また、管理職への登用や研修機会の提供などについても、性別にとらわれることなく公平な取り扱いをしており、職場内における男女共同参画意識は高まってきております。

しかし、男女共同参画への取り組みはまだまだ必要な状況であるため、今後さらに意識啓発活動を行うとともに、研修の機会の拡大や内容の充実を図る必要があります。

施策の方向・内容

ア．能力を公平に評価した職員採用や管理職への登用を推進します
イ．市職員が共通認識を持ち、連携して男女共同参画を推進します
ウ．男女共同参画を推進する環境整備と活動を支援します

行　動　計　画

	施策の内容と行動計画	主な担当部署	取組状況
ア．能力を公平に評価した職員採用や管理職への登用を推進します			
	性別にとらわれない、能力評価による公平な登用	人事課	修正
	庁内 LAN※を活用した男女共同参画についての意識啓発	男女共同参画・市民協働推進室 人事課	修正
	男女共同参画に関する研修会の実施	男女共同参画・市民協働推進室 人事課	修正
イ．市職員が共通認識を持ち、連携して男女共同参画を推進します			
	「男女共同参画推進委員会」の開催	男女共同参画・市民協働推進室	修正
	男女共同参画都市宣言記念事業の実施	男女共同参画・市民協働推進室	修正
＊	各種審議会委員の女性比率目標を 40％とする	すべての部署	継続
＊	行政委員会の女性比率目標を 20％とする	すべての部署	継続
	職員対象の男女共同参画に関する意識調査の実施	男女共同参画・市民協働推進室	継続
	男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくり	人事課	修正
ウ．男女共同参画を推進する環境整備と活動を支援します			
	「男女共同参画推進協議会」の開催	男女共同参画・市民協働推進室	修正
	秋田県南部男女共同参画センターと連携した活動支援の強化	男女共同参画・市民協働推進室	修正
	在住外国人への多言語での情報提供や相談体制の整備	男女共同参画・市民協働推進室	新規

※庁内 LAN（Local Area Network、ローカルエリアネットワーク）：通信用ケーブル、光ファイバーなどを使って、庁舎内にあるコンピュータやプリンタなどを接続し、情報をやり取りする通信網。

男女共同参画指標	担当部署	現状値（平成２１年度）	目標値（平成２７年度）
各種審議会委員の女性比率	すべての部署	22.1%	40%
行政委員会の女性比率	すべての部署	6.6%	20%
男性職員（対象者）の育児休業取得率	人　事　課	2.9%	5%

第４章　計画の推進体制

１．推進体制の整備

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会※を実現するためには、行政、市民、各種団体、企業などのすべての人々や組織が、共通認識の下に一丸となって取り組んでいくことが必要です。そのため、広範・多岐にわたる各種施策を確実に、また効果的に推進するための体制を整備します。

（１）市民による推進体制の整備

行動計画の効果的な推進を図るため、「横手市男女共同参画推進協議会」を設置し、市民の目線から男女共同参画に関する各種施策について協議、検討するとともに、計画の進行管理を行います。

また、行政が行う男女共同参画に関する企画、事業へ参画するとともに、市民への意識啓発活動を推進します。

（２）庁内における推進体制の整備

行動計画は、男女共同参画社会※の実現を目指す総合的かつ具体的な事業計画であり、その施策は行政のあらゆる分野に及んでいることから、計画の推進のためには男女共同参画・市民協働推進室はもとより、市政全体において男女共同参画の視点に立った事業展開が必要であり、職員一人ひとりがその意義を理解したうえで企画、立案、運営していかなくてはなりません。

このため、庁内各課室所の職員からなる「横手市男女共同参画推進委員会」を設置し、関係部局間の総合的な連絡調整を図りながら、各種施策の効果的な実施に結び付けます。

また、推進委員会メンバーの研修などを実施し、職員への男女共同参画意識の普及啓発の推進役となります。

２．市民団体との連携

男女共同参画社会※を実現するためには、法や制度の整備と併せて、市民一人ひとりの意識改革や生活の場での実践が必要であり、行政だけではなく地域や企業、市民団体との連携を図り、市民活動の広がりを支援し、ネットワーク作りを進めます。

（１）市民活動の支援

男女共同参画を推進するNPO※などの団体や地域における活動団体の育成を図り、その主体的な活動を支援するとともに、ネットワーク作りを進めます。

（２）市民の意見を反映させた施策の展開

市民や市民団体に対して市報やホームページなどにより情報を積極的に提供するとともに、企業やNPO※などの市民団体との情報交換の場を設けるなど、市民からの意見や要望などを施策に反映していきます。